

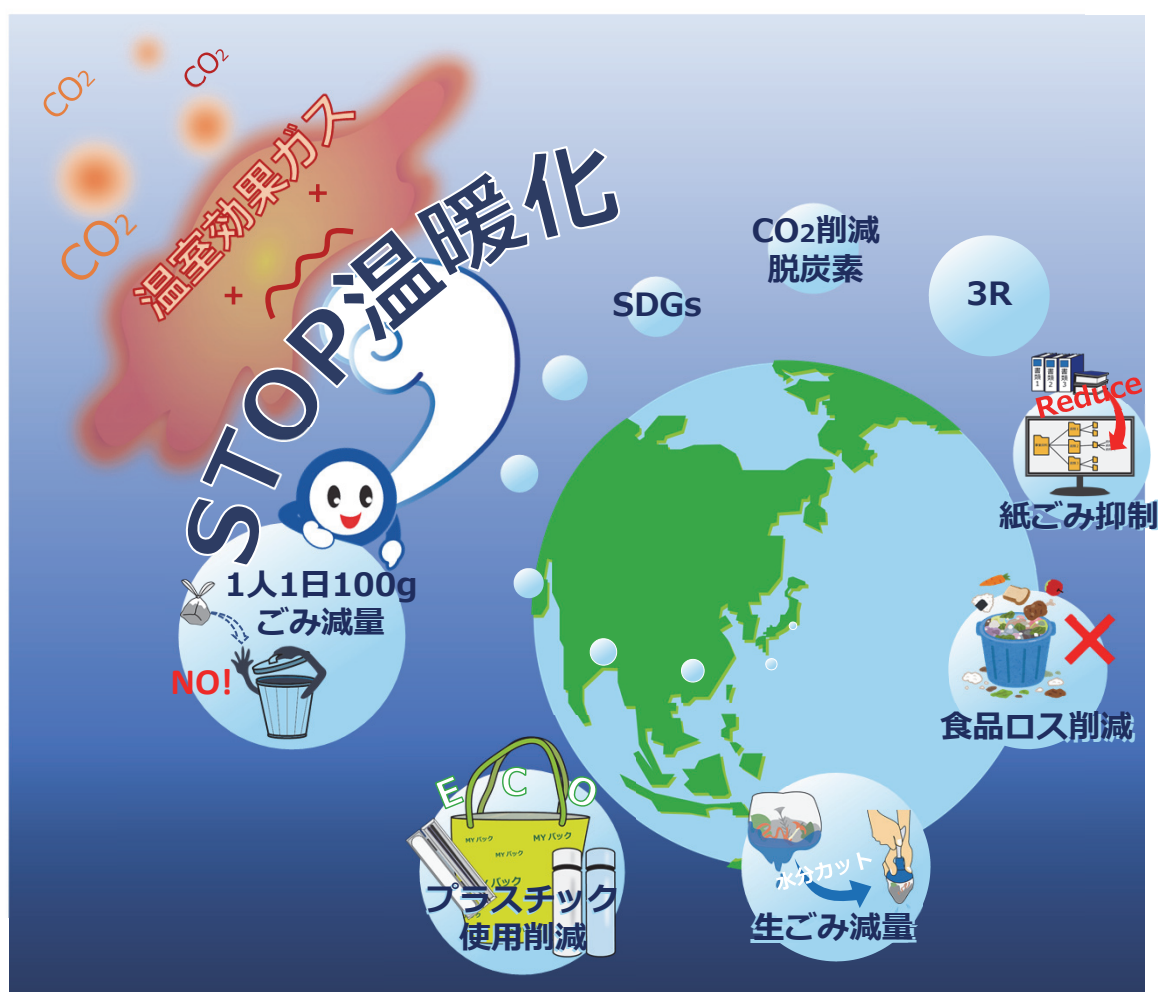
千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【概要版】

2023（令和5）年度～2032（令和14）年度

スローガン

減らそう 1人1日100g！ 止めよう 地球温暖化！



～ 本計画のスローガンについて ～

本計画の基本理念に掲げる「脱炭素への貢献」を果たすために、市民1人1日あたり100gの一般廃棄物（ごみ）の減量を目指します。

脱炭素は、地球温暖化の進行を止める（または、抑制する）ために取り組むものですが、日々の生活や事業活動のなかで排出されるごみを処理する過程で、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスが発生しています。

大気中の温室効果ガスの増加は地球温暖化につながることから、ごみを減らすことで、地球温暖化の進行を止めることにつなげていく必要があります。

1. 計画策定の趣旨

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画とは

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（「廃棄物処理法」）に基づき市町村が定める計画で、一般廃棄物（ごみ）の処理に関する基本的な考え方（基本理念・基本方針）や、それを実現するために必要な目標や施策などを市民・事業者のみなさまにお知らせするものです。

(2) 計画策定の目的

2017（平成29）年3月に策定した前計画においては、2R（リデュース・リユース）を優先した3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組みにより、低炭素社会を考慮した循環型社会の構築を目指すこととしました。市民・事業者のみなさまのご協力のおかげで、ごみ量は着実に減少していますが、策定から6年が経過し、国内外における社会情勢は変化している状況です。

廃棄物の分野においても、脱炭素社会に向けた取組み、SDGs（持続可能な開発目標）との整合、激甚化する自然災害や感染症に対応するごみ処理の安定性・安全性の確保など、様々な課題に対応する必要があります。

そのため、前計画の考え方を発展させ、既存施策の拡充や新規施策を盛り込み、一層のごみの減量・再資源化の実現を目的として、新しい計画を策定します。

(3) 本計画と社会的課題の関係

SDGs(Sustainable Development Goals)の達成

SDGsとは、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。

本市においては、廃棄物・資源循環分野において特に関連が深いゴールである「目標12.つくる責任 つかう責任」の達成に向けて、市民・事業者・市それぞれの主体的な行動、連携・協働による取組みの推進が求められます。

廃棄物・資源循環分野において
特に関連が深いゴール

12 つくる責任
つかう責任



持続可能な
生産消費形態を確保する

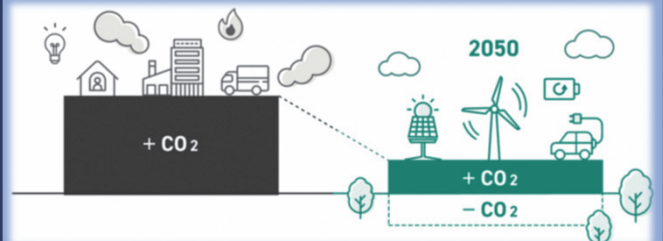
カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現

2020年10月、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

廃棄物・資源循環分野においては、化石燃料に由来するごみが減少するなかで、今後焼却時の発熱量が減少し、発電効率の低下が懸念されることから、高効率エネルギー回収を確保するための技術開発を進めることなどが求められています。

本市においても、「千葉市気候危機行動宣言」（2020年11月）により、市域における2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すこととしています。

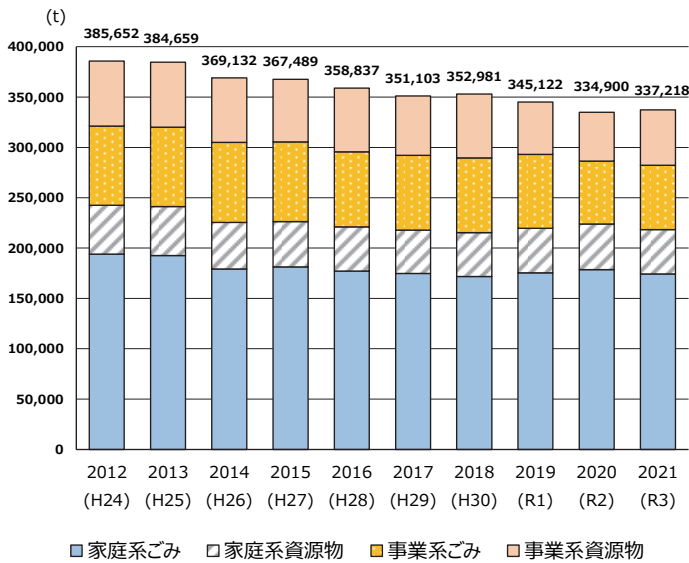
カーボンニュートラルのイメージ図



ごみ削減キャラクター
「へらそうくん」

2. ごみ処理の現状と課題

(1) 一般廃棄物（ごみ・資源物）排出量の推移

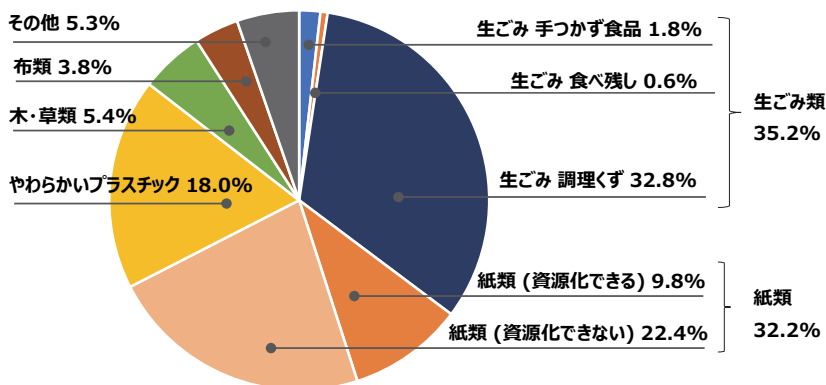


本市における過去10年間のごみ・資源物の排出量の推移を見ると、資源物を含む「総排出量」については、人口が増加しているなかでも減少傾向にあります。

家庭系ごみについては、「家庭ごみ手数料徴収制度」導入直後の2014年度に大幅に減少し、それ以降も減少傾向にありましたが、2019年に発生した台風や、新型コロナウイルス感染症の影響により、2019年度及び2020年度は増加しており、新しい生活様式のなかで、ごみの減量に取り組む必要があります。

事業系ごみについては、ごみ処理手数料改定後の2016年度に減少し、その後はほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年度に大幅に減少しており、2021年度の増加もわずかにとどまっています。

(2) 可燃ごみ（家庭系）の内訳



2021年度に市民のみなさんが排出した可燃ごみの内訳をみると、生ごみ類35.2%、紙類32.2%、プラスチックが18.0%で、この3品目で全体の約85%を占めています。

(3) 本計画に求められる課題

○『プラスチックごみへの対応』

- ・ 「プラスチック資源循環促進法」の趣旨を踏まえた取組みの推進
- ・ 海洋プラスチックごみ問題への対応

○『食品ロス・生ごみへの対応』

- ・ 食品ロスに対する市民・事業者の意識・行動変容の促進、未利用食品等を有効に活用する仕組みの構築
- ・ 生ごみ減量処理機等の普及状況を踏まえた、生ごみ処理物の有効活用
- ・ 食品関連事業者に対する食品リサイクル対応の民間再資源化施設への誘導

○『古紙類への対応』

- ・ 雑がみ等のさらなる分別の徹底
- ・ 市況の悪化や地域の実情に対応した持続可能な回収体制の構築

○『カーボンニュートラルの観点からの課題』

- ・ ごみ処理の各工程（収集運搬・中間処理・最終処分）における温室効果ガス排出量削減のための取組みの推進
- ・ 2050年を見据えた脱炭素技術の検討

○『自然災害、感染症への対応』

- ・ 大規模な自然災害の発生時や、感染症のまん延期におけるごみ処理を安定して継続できる体制の構築

○『その他』

- ・ ごみ出しに関する高齢者・障害者等に対する支援
- ・ AI・IoT等のICTの導入による清掃事業の効率化
- ・ 既存施設の適正な維持管理及び新規（及びリニューアル）施設の計画的な整備

3. 基本理念・基本方針

基本理念	みんなでつくり 未来へつなぐ 循環型社会 ～持続可能なまちづくりと脱炭素への貢献～
------	--

市民・事業者・市の3者が協力・連携して「循環型社会」の実現を目指し、未来の市民及び千葉市に良好な環境を引き継ぐことを計画の基本理念として位置付けます。また、「循環型社会」の取組みを目指すにあたり、「持続可能な社会」及び「脱炭素」への貢献を意識した取組みを実践していきます。

なお、基本理念の達成に向けては、計画の内容を3つの基本方針に分け、それぞれの方針に従い事業を展開していきます。

基本方針 1	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）をさらに推進することで、ごみを減らし、モノの価値を最大限に活かす社会を目指します。
基本方針 2	適正なごみの排出・分別と再資源化（リサイクル）の取組みにより、資源循環の促進と焼却ごみの削減を目指します。
基本方針 3	様々なリスクに対応できる、安定と効率性を兼ね備えた強靱なごみ処理体制を目指します。

循環型社会とは

循環型社会とは、「適正な3Rと処分により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される」社会のことをいいます。

環境への負荷を低減

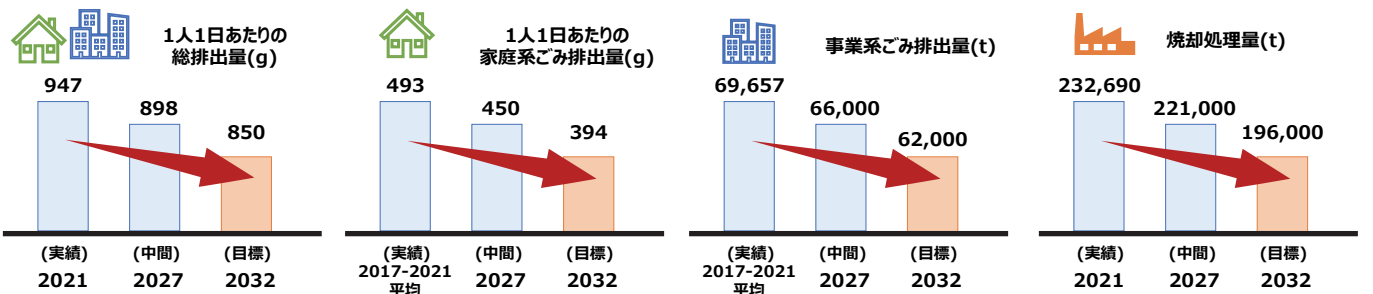
3R(スリーアール)とは

3Rは、「発生抑制-リデュース-Reduce」「再使用-リユース-Reuse」「再生利用-リサイクル-Recycle」の3つの頭文字をとったもので、循環型社会構築に関するキーワードです。

4. 計画期間と数値目標

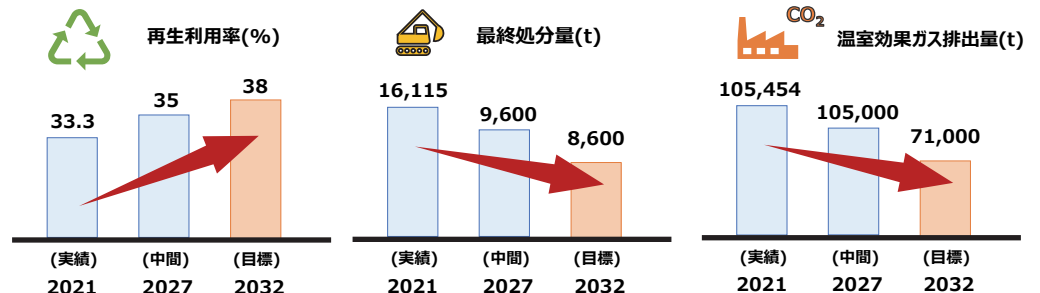
本計画では、基本理念・基本方針を達成するために、7つの数値目標を設定します。

2023（令和5）年度から2032（令和14）年度の10年間を計画期間とし、5年目の2027（令和9）年度を中間目標年度、2032年度を最終目標年度とします。



※「総排出量」については、資源物を含んだ数値です。

※「家庭系ごみ排出量」「事業系ごみ排出量」については、資源物を除いた数値です。



5. 目標達成に向けた施策展開

基本方針1

- No.1 ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大
- No.2 3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化
- No.3 発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の促進
- No.4 プラスチックごみの発生抑制の推進
- No.5 生ごみの発生抑制の推進
- No.6 食品ロスの削減の推進
- No.7 きれいなまちづくりの推進
- No.8 不法投棄の防止
- No.9 市の事業における率先した3Rの推進

基本方針2

- No.10 市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援
- No.11 ごみ排出ルールの遵守・指導徹底
- No.12 事業所ごみの適正排出指導の徹底
- No.13 多様な排出機会の提供と動機づけによる古紙等の再資源化の推進
- No.14 生ごみの再資源化の推進
- No.15 清掃工場における事業系ごみの搬入物検査の実施
- No.16 プラスチックの再資源化の推進

基本方針3

- No.17 安定的かつ効率的な収集運搬体制の構築
- No.18 ごみ出しに関する高齢者・障害者等への支援
- No.19 民間の活用を取り入れた再資源化システムの構築
- No.20 焼却残渣・破砕残渣の再生利用の推進
- No.21 安定的・効率的な処理体制を目指した清掃工場の運用
- No.22 安定的・効率的な処理体制を目指したリサイクル施設の運用
- No.23 安定的・効率的な処理体制を目指した最終処分場の運用
- No.24 非常時における廃棄物の適正処理の推進



主な事業

No.3

粗大ごみなどのリユースを促進するために、フリマサービスとの連携を行います。



No.4

プラスチックごみを削減するために、マイボトル・マイバッグ・マイトラリーの利用促進を行います。

No.6

エコ料理や消費生活に関する講座や授業の実施、事業者と連携したキャンペーンなどを通じて、食品ロス削減に関する啓発を行います。



No.14

生ごみ減量処理機等の普及を推進するとともに、生ごみ処理物の有効活用方法について検討を行います。

No.16

プラスチックの分別収集及び再資源化の実施について、様々な課題を踏まえつつ検討を行います。



No.21

焼却灰のリサイクルやごみ焼却エネルギーを活用した発電をより一層推進する新しい清掃工場を整備し、安定的に運用します。

6. 千葉市食品ロス削減推進計画

(1) 食品ロス削減推進計画とは

「食品ロスの削減の推進に関する法律」（「食品ロス削減推進法」）に基づき、都道府県・市町村に策定が求められている計画で、食品ロス削減の取組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 食品ロスとは

「食品ロス」とは、本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことです。

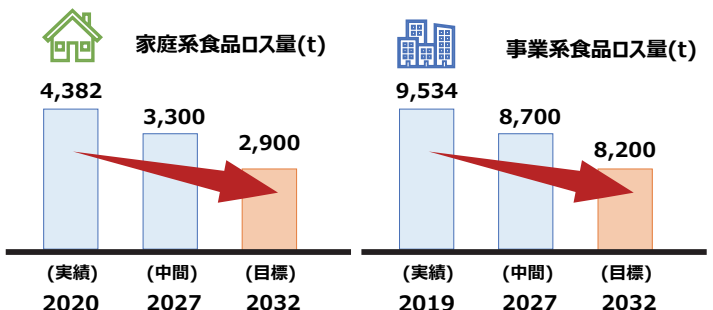
「食品ロスの削減」とは、まだ食べられる食品が廃棄されないようにする社会的な取組みのことです。

食品ロスの発生は、廃棄時の余分な温室効果ガスの発生や、生産時の多量なエネルギー消費など、地球環境に影響を与えるほか、世界の10人に1人（約8億人）が栄養不足に陥るなかで、食料問題にも影響を与えています。

(3) 数値目標

国においては、「2030年度の食品ロス量を2000年度比で半減とする」という目標を立てています。

本計画では、国の削減率を踏まえて目標値の設定を行いました。



(4) 施策の展開

食品ロス削減の施策については、次の3段階に分けて展開します。

【第1段階】発生抑制①

食品ロスそのものの発生を防ぐために各種啓発を行います。

【第2段階】発生抑制②

食品ロスが発生しそうになった時に未利用食品等を有効活用できる仕組みづくりを行います。

【第3段階】再生利用

やむなく食品ロスが発生してしまった場合に、他の生ごみと一緒にリサイクルに努めます。

【主な取組み】

ア 各種啓発等

- ・エコ料理の普及啓発
- ・ワークショップの開催
- ・「食品ロス削減推進サポーター」の育成
- ・「食べきりキャンペーン」の実施

イ 仕組みづくり

- ・フードシェアリングサービスの活用
- ・フードバンク活動に対する支援
- ・子ども食堂等との連携
- ・防災備蓄品の入替時における利活用

ウ 食品廃棄物（生ごみ）の再資源化推進

- ・生ごみ減量処理機等の購入費補助
- ・生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣
- ・登録再生事業者への生ごみ排出の誘導
- ・市施設における食品残渣の再資源化

(発生抑制①)
啓発

(発生抑制②)
仕組み

(再生利用)
リサイクル

(食品ロス削減に関する施策の流れ)



お問い合わせ先

千葉市 環境局 資源循環部 廃棄物対策課

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

電話：043-245-5236

FAX：043-245-5624

E-mail：haikibutsutaisaku.ENR@city.chiba.lg.jp